

港湾法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国内産業の開発上特に重要な港湾）</p> <p>第一条の五 法附則第二項に規定する港湾は、別表第四のとおりとする。</p> <p>（国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者に対する貸付金の金額）</p> <p>第九条 法第五十五条の八第一項の政令で定める金額は、当該埠頭群を構成する港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金として国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者がする同項の貸付けの金額の二分の一以内の金額とする。</p> <p>（貸付けの条件の基準及び加算金の規定の準用）</p> <p>第十条 第五条及び第六条（第八号、第九号イ及び第十号を除く。）の規定は、法第五十五条の八第一項の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者の貸付けについて準用する。この場合において、これらの規定（第六条第十三号を除く。）中「<u>港湾管理者</u>」とあるのは「<u>国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者</u>」と、「<u>貸付けを受ける者</u>」とあるのは「<u>貸付けを受ける港湾運営会社</u>」と、</p>	<p>（国内産業の開発上特に重要な港湾）</p> <p>第一条の五 法附則第五項に規定する港湾は、別表第四のとおりとする。</p> <p>（特定港湾管理者に対する貸付金の金額）</p> <p>第九条 法第五十五条の八第一項の政令で定める金額は、当該特定国際コテナ埠頭を構成する港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金として特定港湾管理者がする同項の貸付けの金額の二分の一以内の金額とする。</p> <p>（貸付けの条件の基準及び加算金の規定の準用）</p> <p>第十条 第五条及び第六条の規定は、法第五十五条の八第一項の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る特定港湾管理者の貸付けについて準用する。この場合において、これらの規定中「<u>港湾管理者</u>」とあるのは「<u>特定港湾管理者</u>」と、「<u>貸付けを受ける者</u>」とあるのは「<u>貸付けを受ける認定運営者</u>」と、<u>第五条第一項第五号並びに第六条第三号、第八号、第九号、第十一号及び第十二号</u>中「<u>特定用途港湾施設</u>」とあるのは「<u>特定</u>」</p>

「と、第五条第一項第四号中「ならず、同条第十号の指示をしようとする場合にはあらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ」とあるのは「ならない」と、同項第五号並びに第六条第三号、第九号及びハ、第十一号並びに第十二号中「特定用途港湾施設」とあるのは「埠頭群を構成する港湾施設」と、同条第十三号中「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港湾運営会社」と、「港湾管理者」とあるのは「国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾の港湾管理者」と読み替えるものとする。

2 第七条及び第八条の規定は、法第五十五条の八第二項において準用する法第五十五条の七第三項の加算金について準用する。この場合において、これらの規定中「港湾管理者」とあるのは「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者」と、第八条第一項中「第五十五条の七第四項」とあるのは「第五十五条の八第二項において準用する法第五十五条の七第四項」と、「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港湾運営会社」と、「第五十五条の七第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項」と読み替えるものとする。

附則

1・2 (略)

3 法附則第六項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

「国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設」と、同条第十号中「第二条各号」とあるのは「法第五十条の四第一項第四号」と読み替えるものとする。

2 第七条及び第八条の規定は、法第五十五条の八第二項において準用する法第五十五条の七第三項の加算金について準用する。この場合において、これらの規定中「港湾管理者」とあるのは「特定港湾管理者」と、「第八条第一項中」第五十五条の七第四項」とあるのは「第五十五条の八第二項において準用する法第五十五条の七第四項」と、「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける認定運営者」と、「第五十五条の七第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項」と読み替えるものとする。

附則

1・2 (略)

3 法附則第十八項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

4 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第三項から第五項までの規定による国の貸付金（次項及び第六項において「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

5・6 （略）

7 法附則第十二項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

8 法附則第十五項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一〜四 （略）

9 法附則第十五項の政令で定める港湾施設の建設又は改良の工事は、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾公害防止施設、廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設、港湾環境整備施設又は港湾施設用地の建設又は改良の工事であつて、当該工事によつて生じた港湾施設が港湾管理者の所有（当該港湾施設が水域施設である場合には、港湾管理者の管理）に属することとなることについて当該港湾管理者が同意して

4 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第十項から第十七項までの規定による国の貸付金（次項及び第五項において「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

5・6 （略）

7 法附則第二十四項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

8 法附則第二十七項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一〜四 （略）

9 法附則第二十七項の政令で定める港湾施設の建設又は改良の工事は、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾公害防止施設、廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設、港湾環境整備施設又は港湾施設用地の建設又は改良の工事であつて、当該工事によつて生じた港湾施設が港湾管理者の所有（当該港湾施設が水域施設である場合には、港湾管理者の管理）に属することとなることについて当該港湾管理者が同意し

いるものとする。

10 法附則第十九項の貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一 法附則第十五項の国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

二 （略）

三 国の貸付金の貸付けを受けた者は、附則第八項第一号の工事实施計画を変更する場合にあつては国土交通大臣及び港湾管理者の、同項第二号の事業計画又は同項第三号の資金計画を変更する場合にあつては国土交通大臣の承認を受けなければならないこと。

四 （略）

（特定の国際拠点港湾）

11 法附則第三十一項の政令で定める国際拠点港湾は、次の表のとおりとする。

都道府県	
愛知	名古屋
三重	四日市

別表第四（第一条の五関係）

（略）

ているものとする。

10 法附則第三十一項の貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一 法附則第二十七項の国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

二 （略）

三 国の貸付金の貸付けを受けた者は、附則第七項第一号の工事实施計画を変更する場合にあつては国土交通大臣及び港湾管理者の、同項第二号の事業計画又は同項第三号の資金計画を変更する場合にあつては国土交通大臣の承認を受けなければならないこと。

四 （略）

別表第四（第一条の六関係）

（略）

○ 内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第八十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号。以下「法」という。）            第四条第三項第十九号の振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 特別会計に関する法律第九十八条第四項に規定する港湾整備事業及び次に掲げる事業</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の八第一項の規定による国の貸付けに係る埠頭群を構成する港湾施設の建設又は改良の事業</p> <p>ニ（略）</p> <p>六（十九）（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>第一条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号。以下「法」という。）            第四条第三項第十九号の振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 特別会計に関する法律第九十八条第四項に規定する港湾整備事業及び次に掲げる事業</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の八第一項の規定による国の貸付けに係る特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の建設又は改良の事業</p> <p>ニ（略）</p> <p>六（十九）（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>2 法附則第三条第二項において準用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律附則第四条第六項又は港湾法附則第十二項の政令で定める場合は、それぞれ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）附則第三条第四項又は港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）附則第六項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。</p>	<p>附則</p> <p>2 法附則第三条第二項において準用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律附則第四条第六項又は港湾法附則第二十四項の政令で定める場合は、それぞれ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）附則第三条第四項又は港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）附則第六項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。</p>